


平成26年4月21日

日本関税協会横浜支部
鈴木事務局長 殿

横浜税関業務部
管理課長 元起篤 

据置担保の範囲拡大に係る関税法基本通達の一部改正について

平素より税関行政の円滑な運営につきまして格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記のことにつきまして、土地、建物等及び工場財団等を据置担保の種類に追加することとなり、関税法基本通達の一部が別紙のとおり改正され、同日より実施されております。

また、標記の改正につきましては、別添リーフレットが税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp>) に掲載されておりますので、その旨貴会会員店社の皆様への周知方よろしくお願い申し上げます。

本件に関する問い合わせ先
横浜税関 業務部収納課 (045-212-6140)

財 関 第 259 号
平成 26 年 3 月 18 日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 宮内 豊

関税法基本通達の一部改正について

関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）の一部を下記のとおり改正し、平成 26 年 3 月 18 日（火）から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】
 （注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正前	改正後
<p>(据置担保)</p> <p>9の6-5 担保の提供者から据置担保を提供したい旨の申出があったときは、<u>前記9の6-1の(1)、(2)、(5)及び(6)に規定する担保であり、かつ、関税の徴収上支障がないと認められる限り、受理して差し支えない。</u>この場合において、<u>保全担保、個別納期限延長に係る担保、包括納期限延長に係る担保、特例申告納期限延長に係る担保及び輸入許可前引取りに係る担保は、同一の担保物件で提供して差し支えない。</u>（以下同一の担保物件で提供された担保を「併用担保」という。）</p> <p>なお、一括担保は据置担保とし、保全担保、包括納期限延長に係る担保、特例申告納期限延長に係る担保又は輸入許可前引取りに係る担保として提供できるものとする。</p> <p>(担保の提供等)</p> <p>9の6-6 令第8条の2の規定による関税の担保の提供等は、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 提供された担保が上記(1)のロの担保であるときは、<u>原則として、その担保について第三者の抵当権又は根抵当権の設定の登記又は登録がなされていないものに限る。</u></p> <p>(3)～(9) (省略)</p> <p>(据置担保の提供があった場合の整理)</p> <p>9の6-7 前記9の6-5により据置担保の提供を認め、受理した場合は、次による。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 提供された担保が、前記9の6-6の(1)のロの担保である場合は、<u>備付けの担保管理簿に、担保の提供者の住所又は居所及び氏名又は名称、登記又は登録の年月日、担保の評価額及び限度額、担保物件の所在地及び納期限延長通知番号等を記入し、管理する。</u></p> <p>(5) (省略)</p>	<p>(据置担保)</p> <p>9の6-5 担保の提供者から据置担保を提供したい旨の申出があったときは、<u>関税の徴収上支障がないと認められる限り、受理して差し支えない。</u>この場合において、<u>保全担保、個別納期限延長に係る担保、包括納期限延長に係る担保、特例申告納期限延長に係る担保及び輸入許可前引取りに係る担保は、同一の担保物件で提供して差し支えない。</u>（以下同一の担保物件で提供された担保を「併用担保」という。）</p> <p>なお、一括担保は据置担保とし、保全担保、包括納期限延長に係る担保、特例申告納期限延長に係る担保又は輸入許可前引取りに係る担保として提供できるものとする。</p> <p>(担保の提供等)</p> <p>9の6-6 令第8条の2の規定による関税の担保の提供等は、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 提供された担保が上記(1)のロの担保であるときは、<u>原則として、その担保について第三者の抵当権又は根抵当権の設定の登記又は登録がなされていないものに限る。</u></p> <p>(3)～(9) (省略)</p> <p>(据置担保の提供があった場合の整理)</p> <p>9の6-7 前記9の6-5により据置担保の提供を認め、受理した場合は、次による。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 提供された担保が、前記9の6-6の(1)のロの担保である場合は、<u>備付けの担保管理簿に、担保の提供者の住所又は居所及び氏名又は名称、登記又は登録の年月日、担保の評価額及び限度額、担保物件の所在地及び納期限延長通知番号等を記入し、管理する。</u></p> <p>(5) (省略)</p>